

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月30日

金曜日

号外(14)

目次

訓令

○富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

1

訓令

富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成30年3月30日

富山県知事 石井 隆 一

富山県訓令第5号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

富山県職員安全衛生管理規程（昭和62年富山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「工業技術センター（生活工学研究所、機械電子研究所及びものづくり研究開発センターを除く。） 工業技術センター（生活工学研究所） 工業技術センター（機械電子研究所） 工業技術センター（ものづくり研究開発センター）」を「産業技術研究開発センター（生活工学研究所及び機械電子研究所を除く。） 産業技術研究開発センター（生活工学研究所） 産業技術研究開発センター（機械電子研究所）」に改める。

別表第5中「薬事研究所（薬用植物指導センターを除く。） 薬事研究所（薬用植物指導センター）」を「薬事総合研究開発センター（薬用植物指導センターを除く。） 薬事総合研究開発センター（薬用植物指導センター）」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(人 事 課)